

PwC 中国 税務ニュース



個人所得税法の改正に係る最新動向

2018年8月31日、第十三期全国人民代表大会常務委員会第五回会議において、《全国人民代表大会常務委員会〈中華人民共和国個人所得税法〉の改正に係る決定》が可決されました。これをもって、個人所得税に係る新制度が始動することとなり、多方面にわたる改善が進むとともに、その具体的な適用の指針となる、実施条例その他の関連法規の公布が期待されています。

【主な改正点】

- 居住者／非居住者の身分に係る重要な判定基準として183日を導入
- 給与賃金、労務報酬、原稿料および特許権使用料（即ち総合所得）から構成される総合課税を取り入れ、総合課税および分類課税を組み合わせた税制を構築
- 税率の構造を改良し、税率の幅を調整することで、総合所得および経営所得を取得する労働者、特に中低所得層労働者に対し税負担の軽減を実現
- 総合的控除のメカニズムを導入し、基礎控除額を引き上げるとともに、子女教育費、継続教育費、大病医療費、住宅ローンもしくは家賃及び老人扶養等の支出に係る専項付加控除を増加
- 反租税回避規定等の導入
- 新納税人番号制度の全面導入

【新制度による課税関係のまとめ】

	総合所得				経営所得	利息配当	財産賃貸所得	財産譲渡所得	偶然所得
	給与賃金	労務報酬	原稿料	特許権使用料					
課税所得の計算	収入額 全額	全額 - 20%の費用	(全額 - 20%の費用) × 70%	全額 - 20%の費用	全額	全額	全額	全額	全額
控除項目	基礎控除額: 60,000元/年(注) 専項控除: 社会保険料及び住宅積立金 専項付加控除: 子女教育費/継続教育費/大病医療費/住宅ローンもしくは家賃/老人扶養 その他控除: 特定商業健康、養老保険/企業年金等				原価、費用及び損失	800元/20%の費用	財産原価及び合理的な費用		
適用税率(注)	3%~45%(超過累進税率)				5%~35%(超過累進税率)	20%	20%	20%	20%
源泉徴収義務者の主要な義務	・月次/回毎の源泉徴収及び予納(納税者が提供した専項付加控除を含む) ・全員の全額に係る源泉徴収納税申告 ・納税者に対する所得及び源泉徴収納税に係る情報の提供				不適用	・月次/回毎の源泉徴収及び納付 ・全員の全額に係る源泉徴収納税申告 ・納税者に対する所得及び源泉徴収納税に係る情報の提供			
納税者の主要な義務	・年度確定申告納税(必要な場合)				・月次/四半期毎の予納 ・年度確定申告納税	・源泉徴収義務者がいない、或いは源泉徴収義務者が源泉徴収納税を実施していない場合、自身で法規に基づき申告納税			

(注) 新制度における基礎控除額及び税率(超過累進税率)は、2018年10月1日に先行して適用されます。なお、2018年10月から12月までは年間課税所得額を12で除した金額を基礎として税額を計算することとなります。

- 新たに追加された専項付加控除項目の具体的な範囲、基準、証憑、時点の要求等、詳細については今後の動向に注目する必要があると考えます。同時に、これらの専項付加控除項目のすべてが一斉適用されるのか、それとも項目毎に時期をずらして適用されていくのかについても注視する必要があると考えます。
- 従来、課税対象と認定されたもののその性質が不明瞭な所得については、「その他所得」として課税されてきました。一方、新制度では当該項目が削除されたことから、以下の点について、なお不確定性があるものと考えます。

- ①従来「その他所得」として課税されていた所得は、新制度でどのように処理されるべきか。
- ②新制度の課税所得項目のいずれに分類されるか不明瞭な所得は、課税所得として取り扱われるべきか。
- ③将来生じる可能性があり、かつその性質を明確に認定することができない新たな種類の所得について、納税者、源泉徴収義務者および税務機関はいかに対応するべきか。

【主な留意点】

今後、実施条例および関連する一連の法規が公布されることで、2019年1月1日に新税制が全面的に施行される流れが想定されています。また、今回の個人所得税法の改正は企業およびその従業員(中国籍、外国籍を問わず)に対して大きな影響をもたらすものと考えられ、以下の点について特に留意が必要と考えます。

- 新制度に基づく個人所得税申告および関連する税務コンプライアンスへのリスク対応等による負担の増加
- 企業の給与賃金や福利政策を含む報酬体系の改定
- 既存の個人所得税プランニングに対する影響
- 個人所得税改革およびその影響の従業員への周知徹底
- 企業の従業員コストの増加
- 外国籍人員の全世界ベースでの課税による税負担の影響
- 出向や出張のアレンジに対する影響

【今後の対応】

今後、財務／税務システムの関連するモジュールのアップグレード等を通じて源泉徴収義務を適切に履行し、より有効な内部管理を展開することを含め、新制度を最大限に享受すると同時に、税務コンプライアンスへ適切に対応する体制を速やかに構築することが、企業にとって重要な課題になるものと思料いたします。

本件に関しまして、私どもも企業が求められる各種の変更に関して積極的にサポートいたしますので、お気軽にお声がけください。

[華北エリア]

高谷 将徳 (masanori.takatani@cn.pwc.com 直通:(10) 6533 3072 携帯:186-1045-7301)

[華中エリア]

山崎 学 (manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com 直通:(21) 2323 1353 携帯:137-6187-2783)

[華南エリア]

駒形 洋紀 (hironori.yg.komagata@cn.pwc.com 直通:(755) 8261 8686 携帯:130-6844-9609)

[香港エリア]

高城 勝 (masaru.takashiro@hk.pwc.com 直通:+852 2289 1485 携帯:+852-5335-1004)

PwC Mainland China and Hong Kong 日本企業部統括代表パートナー

高橋 忠利

PwC 香港特区/華南エリア統括代表パートナー

柴 良充

PwC 華中/華北エリア統括代表パートナー

吉田 将文

プライスウォーターハウスクーパースについての詳しい情報は以下のウェブサイトをご覧ください。

ホームページ: <http://www.pwccn.com/home/eng/libraryindex.html>

当該メール及びウェブサイトに含まれる内容は一般事項を想定したものであり、個別案件に関する具体的助言を提供するものではありません。

個別案件については、プライスウォーターハウスクーパースの専門家とご相談の上、今後の対応をご検討されるようお願い申し上げます。

筆者およびプライスウォーターハウスクーパースは、上記記事に関して、いかなる法人または個人による独自の判断の結果もたらされる一切の事象につきその責任を負いません。

また日本語版は中国語版を基にした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠するものとします。

なお、次回以降のニュースレターが不要な場合、または連絡先を変更する場合は、misato.shiochi@cn.pwc.com までご連絡下さい。